

平成30年度 増穂中学校 部活動に係る活動方針

1. 部活動の目的

- (ア) スポーツや文化活動に親しみ、**生涯にわたり**豊かな生活を送るための**資質や能力を育てる**。
- (イ) 技術や体力の向上を目指し、心身共にたくましく、健康な体をつくる。
- (ウ) 異年齢集団での**自主的・自発的な**活動を通じ、**社会性**を身につけ**人間関係形成能力**を高め、民主的で**自治的な**活動集団をつくる。

2. 部活動の位置づけ

- (ア) 入部は希望制とする。指導は全教職員で当たる。
*** 部活動主任を設置し、部活動の目的が達成されるよう組織的・効果的に運営する。**
- (イ) 部活動は生徒会活動の一部であり、授業や生徒の健康・安全の妨げにならないようにする。また、他の活動ともバランスをとる中で活動を行う。
- (ウ) 部活動は定められた**活動日・活動時間**の範囲内で計画的に行う。

3. 部活動の所属・変更

- (ア) 各学年とも入部届は年度更新とし、2, 3年生は4月に、1年生は5月に入部届を提出する。なお、1年生は4月は仮入部とし、仮入部届を提出する。
※選手権は仮入部の部として参加する。(日程的に厳しい場合は職員会議で確認。昨年は参加せずにNRTを実施。)
- (イ) 原則として1年間は入部を決めた部で活動をする。やむを得ず変更を希望する場合は、担任、顧問、保護者と連絡を密にし、変更の場合は変更手続きの措置をとる。
- (ウ) 生徒の希望によって、空手、水泳、体操競技等、クラブに所属している生徒が教育内大会に参加することをサポートする。(CSS)

4. 活動日・活動時間

- (ア) 生徒の健康に留意し、学期中は週あたり2日以上 of 休養日を設ける。(平日1日、土日で1日以上 of 休養日) 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振替える。1日の活動時間は、平日では**2時間程度とする**。学校の休業日は**3時間程度**とする。
※ 週休日・休日等における年間の指導回数は、70日以内を厳守する。
- (イ) 朝練習については、**顧問の指導のもと7時30分～8時10分まで行うことができる**。(7時15分～ カギの貸し出し可能)
※ 仮入部期間の1年生は、新生活の習慣を確立する意味で朝練習の参加は控えさせる。ただし、部員数などの事情により、地区選手権に出場を要する場合は、保護者の理解、承諾のもと、参加を促すことができる。
- (ウ) 放課後の活動については、下校時刻を厳守すること。下校時刻10分前には活動を終了し、下校を促すようにする。
※ 冬季の放課後は、6時間の授業日には活動時間ほほとれない。休養日(オフシーズン)ととらえたり、練習内容を工夫していくなどして、適切に行うこと。
※ 月曜は委員会優先日、火木曜は学級・学年優先日、水金曜は部活優先日とする。
- (エ) **週休日、休日の部活動は事前に活動計画を提出する。(ホワイトボードに記入) 月の活動予定を提出し、職員室入り口のホワイトボードに貼り付ける。**

5. 活動時間の延長・活動日の拡大

- (ア) 教育内大会 2週間前の週休日は、両日とも活動してもよい。その場合は休養日を他の日に振替えること。
- (イ) 週休日・休日の活動が半日を超える場合は、学校長の許可を得ること。
- (ウ) 特別な事情で活動時間の延長・活動日の拡大が必要な場合は、校長の許可を得て職員にも周知して実施すること。

6. 活動の休止

- (ア) 中間・期末テストは5日前から終了日まで、実力テストは2日前から部活動を停止する。
- (イ) 職員会議、校内研究等、全体で顧問教師が指導できない場合は、活動をしない。

7. 練習試合・大会参加について

- (ア) 練習試合、大会・コンクール参加は、生徒の発育発達から見て無理のない範囲とする。
- (イ) 連盟・協会主催の大会参加については年度当初に計画を立て、練習試合等を含め、生徒にとって負担過重にならないよう精選する。参加の場合、学校長の許可の上で交通手段も含めて、保護者には事前に説明、理解を得て参加する。

8. 安全管理と事故防止

- (ア) 生徒の健康観察を適切に行うとともに、決して無理をさせないこと。
- (イ) 学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行う。
- (ウ) 施設、用具の使用方法に従い正しく使用し、事故が起きないように常に注意するようにする。
- (エ) 活動時の気象条件に留意する。特に高温・多湿下においては、適切な水分の補給、休憩時間を設けるなど、熱中症に十分注意する。
- (オ) 事故発生時の対応については、マニュアルを教職員に周知し、緊急体制を確立する。

8. 保護者会等

- (1) 年度当初保護者に対し、部活動のねらいや年間活動計画等を文書をもって、部ごとに伝える。保護者会などを組織する場合は、事前に校長に申し出た上で組織を編成し、適切な時期に保護者会を開いてもよい。
- (2) 保護者会の規定、保護者会費などは別に定めてもよい。
- (3) 部活動にかかる費用は、保護者の負担軽減を念頭に置いて、最小限に抑える。
※専門部や協会を通じてのTシャツ等の販売および部ごとのウェア等の購入は、保護者の理解を求め、強制はしない。

9. 外部指導者

- (1) **県小中体連の規定に基づき、学校長が承認し依頼した者で各専門部へ登録申請を行い、承認を受けた者を外部指導者とする。**

10. その他

- (1) 体育館の使用に関しては、各部で協議の上決定する。
- (2) **週休日・休日、長期休業の部活動は自転車での登下校を可とする。安全に留意すること。また自転車は決められた場所に正しく駐輪すること。**
- (3) **大会参加も含め、活動の際は「学校生活の決まり」に準ずる。**
- (4) **特に週休日・休日の活動については、健康観察をしっかり行うなど、健康や安全に留意して活動を行う。(救急医などの確認もしておく)**

望ましい指導者の姿

- ①学校の部活動方針に沿って指導する。
- ②勝利至上主義に陥ることなく、活動の機会を平等に与えるなど、教育的配慮のもと指導する。
- ③豊かな人権感覚、体罰やいじめ防止、セクハラについての正しい認識をもち、生徒や保護者の信頼を得る。
- ④日頃から保護者、学級担任との連携を図り、相互理解に努める。
- ⑤生徒の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立て、指導する。
- ⑥安全には十分配慮して指導する。
- ⑦緊急時の対応に備えている。

望ましい保護者の姿

- ①日頃から学校、指導者との連携を図り、相互理解に努める。
- ②学校の方針を理解し、協力する姿勢を持つ。
- ③子どもの健康状態を把握し、学習と部活動の両立が図られるように援助する。
- ④望ましい活動が行えるよう、生徒や指導者を応援する。